

# 令和4年4月1日より 101人以上の企業にも 女性活躍推進法が適用されます！

事業主の皆さま！  
法の適用まで  
まもなくです！

～ 一般事業主行動計画策定支援等のご案内 ～

女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定・届出が常時雇用する労働者が**101人以上の事業主にも義務化**（令和4年4月1日施行）されます。

女性活躍を推進するためには、「何から始めればよいのか」、「どのように取り組めば良いのか」等、悩んでいる事業主や人事労務担当者の皆さまを支援します。

何から手を付けたら  
いいんだろう？



こんな支援が  
あります！



## ●茨城県女性活躍推進アドバイザーによる 個別支援

専任の「女性活躍推進アドバイザー」が、女性活躍に関する状況の把握や課題の分析、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定と届出まで、一貫した支援をきめ細やかにいたします。**支援にかかる費用は全て無料**です！ご希望の場合は、所定の様式にて下記問い合わせ先までメールにてお申し込み下さい。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/jokatsu/adviserhaken.html>



【問い合わせ先】茨城県 労働政策課  
☎029-301-3635  
〒310-8555 水戸市笠原町978-6

## ●予約制個別相談会実施中！～ぜひご活用ください！～



茨城労働局では女性活躍推進法をはじめとして、労働施策総合推進（パワハラ防止対策）、改正育児・介護休業法など、疑問解消のための相談会を実施しています。

ご希望の場合は、所定の様式にて下記問い合わせ先まで郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>

【問い合わせ先】茨城労働雇用環境・均等室  
☎029-277-8295  
〒310-8511水戸市宮町1-8-31



## ●解説動画

法律の概要、策定に当たっての解説など、実際の説明会の様子を収録したものです。

▶令和2年6月1日施行「女性活躍推進・ハラスメント防止対策」について解説しています。

[https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/mov\\_taisaku](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/mov_taisaku)

▶働き方改革・女性活躍等支援策説明会

令和3年7月9日に開催の説明会公開動画です。

茨城労働局から女性活躍推進法に関する説明、茨城県からメンター研修、女性管理職育成研修会、女性リーダー登用先進企業表彰等についての説明、茨城県社会保険労務士会から茨城県の女性活躍支援事業の支援例についての説明があります。

[https://www.ibaraki-sr.com/blogs/blog\\_entries/view/41/227e5e74e215f80da2e44cf59dd11db9?frame\\_id=46](https://www.ibaraki-sr.com/blogs/blog_entries/view/41/227e5e74e215f80da2e44cf59dd11db9?frame_id=46)



## ●「行動計画」策定プログラム

自社の女性活躍に関する問題点を明らかにするため、女性活躍推進法に基づき、企業が実施する状況把握・課題分析について支援するためのプログラムです。

本プログラムでは、4つの基礎項目の把握により女性の活躍に関する状況をタイプ別に分け、取組内容をいくつか提案します。自社の状況にあった課題、行動計画の目標や取組内容を設定する上で是非参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000612149\\_xlsm](https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000612149_xlsm)

## ●女性の活躍推進企業データベース

策定した行動計画や、自社の女性の活躍推進状況を公表するためのサイトです。

企業名、企業規模、所在地等の検索により他社の取組を参考とすることができます。

また、女性の活躍推進に取り組むための参考情報が掲載されています。

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



行動計画が  
どんなものか分かれれば  
できるかもしれません。なに  
かツールはありますか？



こんな支援が  
あります！



義務ということは分  
かったけれど、メリット  
があると嬉しいなあ。



こんな支援が  
あります！



## ●両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

常時使用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成されます。

**1企業1回限り 数値目標達成時47.5万円（生産性要件※）を満たす場合は60万円**

※助成金の申請を行う直前の会計年度における「生産性」がその3年度前に比べて6%伸びている、またはその3年度前に比べて1%以上伸びている場合に助成金の割増等がされる制度です。ただし、「生産性要件」の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

【問い合わせ先】  
茨城労働局雇用環境・均等室  
☎029-277-8294  
〒310-8511水戸市宮町1-8-31

## ●公共調達による優遇措置

女性活躍推進法に基づく認定企業（「えるぼし」認定企業、「プラチナえるぼし」認定企業※）等は、公共調達で有利になります。

**中小企業の場合、行動計画の策定・届出を行うだけで、加点の対象になります。**

※「えるぼし」、「プラチナえるぼし」認定とは？

「えるぼし」認定は、行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定され、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

「プラチナえるぼし」認定は、えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等一定の要件を満たした場合に認定します。

いずれの認定も認定を受けた企業として認定マークを使用することで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上につなげることが期待できます。

